（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令の一部改正）

第三十三条　とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和四十年農林省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一、別記様式第三及び別記様式第四を次のように改める。

様式第１

根拠法規	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第１条
主務官庁	農　林　水　産　省

関　税　割　当　申　請　書

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※受付年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　資格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の明細

関税率表番号	品名	数量及び単位	実績		主な使用の計画	備考
			使用	輸入		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　※印のある欄には記入しないこと。